

お薬の販売方法について

一般用医薬品は、副作用のリスクに応じて、要指導医薬品・第一類医薬品・第二類医薬品・第三類医薬品に分類されます。

当店では第二類医薬品・第三類医薬品を販売しています。

第二類医薬品

副作用、相互作用（飲み合わせ）などの項目で安全性上、注意を要するもの。

医薬品のパッケージには第2類医薬品と表示されます。

この第二類医薬品の中でも、特別に注意を要する成分が含まれている医薬品を指定第二類医薬品といい第②類医薬品と表示されます。

指定第二類医薬品は、「してはいけないこと」の確認をおこない、使用について、既存の配置販売業者の配置員に相談するようお勧めします。

第三類医薬品

第一類医薬品及び第二類医薬品以外の医薬品です。

医薬品のパッケージには、第3類医薬品と表示されます。

当店では、より安全に効果的に医薬品がご利用いただけるよう、リスク区分別に陳列しています。

当店では、より安全に効果的に医薬品をご利用いただけるよう、第二類医薬品は、既存の配置販売業者の配置員による情報提供を行います。また、第三類医薬品の相談応需にも応じます。

医薬品副作用救済制度

医薬品を適正に使用したにもかかわらず、発生した副作用を救済する制度です。

当店では、ご案内のパンフレットをご用意しています。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

電話 0120-149-931

当店では、個人情報の適切な取り扱いを確保します。